

オート、セオドラト	6,000千円
ステレオトップ 8台	10,400千円
調査用マイクロバス 2台	5,000千円
(飛行機、外国にて使用する自動車チャーター)	
計	100,000千円

研究教器、資料 200,000千円

フィールドサーベーター機器	50,000千円
室内実験作業諸機器	50,000千円
計	100,000千円
空中写真	25,000千円
地 図	25,000千円
図書、資料	50,000千円
計	100,000千円

B 第2期計画

総 額 584,000千円

内 訳

建 物 364,000千円

8,580 m²

33 m²あたり 14万円

研究部8部門(1部門825 m²)

共通施設部 1,650 m²

事 務 部 330 m²

付帯施設 50,000千円

共通施設 70,000千円

作業室、実験拡充 20,000千円

特殊施設 50,000千円

研究機器、資料 100,000千円

空中写真 25,000千円

地 図 25,000千円

図書、資料 50,000千円

計 100,000千円

7-26

庶発第866号 昭和42年7月6日

内閣総理大臣 佐 藤 栄 作 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

写送付先：人事院総裁、総理府総務長官、
防衛庁長官、北海道開発庁長官、
経済企画庁長官、国家公安委員会委員長、法務、厚生、
農林、通産産業、運輸、郵政、
労働、建設、および自治各大臣

国立大学教官ならびに研究公務員の待遇改善について（申入れ）

標記のことについて、本会議第 312 回運営審議会の議に基づき、下記のとおり申入れます。

記

本会議は、これまで繰返し、国立大学教官ならびに研究公務員の待遇の抜本的改善について、政府ならびに人事院に対して要望してきた。

そもそも、本会議が科学者の待遇改善を強く要望するのは、次の理由からである。一つは、科学者の待遇改善は、今後わが国の科学・技術の発展を確保する上に必須の条件の一つであること、二つは、現在の科学者の給与の水準には、その職務の特殊性が十分・適切に考慮されていないことである。

科学・技術の発展にとって、研究施設ならびに研究費の確保・充実が必要であることはいうをまたないが、それと同時に、科学研究の主体である科学者に対して、彼らが安心して研究に従事できる待遇が与えられていることが不可欠の条件である。しかるに、現状はいかんながらそれにはほど遠い。主要諸国の科学者に比較してその給与水準が問題なしに低いだけでなく、一般大企業のそれに比べて著しく低いために、有能な人材が国外に流出するにとどまらず、あるものは科学研究の途に入る意欲を失い、また、途中で研究を放棄するものもまれではなく、一般科学者に対しても、陰に陽にその研究活動を阻害している。今後必要とされる科学・技術の研究の飛躍的な発展を確保するためには、他の施策とあわせて、科学者の生活上の不安を払拭し、適性ある人材が科学研究に専念できるような給与水準が設定されることが必要である。

また、科学者の職務内容は、一般公務員のそれとたいして著しい特質をもっている。一言にしていえば、科学者は、高度の知識、複雑な研究事項についての理解・判断能力と四六時中の切磋琢磨を必要としているにとどまらず、国の科学・技術の発展につながる研究の一分野を分担して、その責任はまことに重大である。さらに、自ら負担せざるをえない研究上の多額の必要経費を職業費として支出し、それだけ彼らの家計費は圧迫をうけている。これらの点からみて、主要諸国では、科学者の給与水準について一般公務員に比べてとくに優遇する処置をとっているのである。

しかるに、わが国の国立大学教官ならびに研究公務員の給与水準は前記の要請からみて著しく低く、とくに若手ならびに中堅研究者の給与水準について多くの問題をもっている。

本会議は以上のべた主旨にかんがみ、国立大学教官ならびに研究公務員の給与改善について、次の事項を早急に実現されるよう、重ねて強く要望するものである。

記

1. 国立大学教官の職務の特殊性にかんがみ、その給与を裁判官なみの水準に引上げ、その給与体系を後者に近い形に抜本的に改めるよう、早急に検討を開始すること。このばあい、国立大学協会の要望書（昭和 42 年 5 月）に示された「俸給額」を参考として十分考慮すること。

なお、当面の措置として、次のように現行俸給表の改善をはかること。

- (イ) 国立大学協会の要望書のなかに示された「俸給表」の主旨にできるだけ近づけるよう、全体として現行俸給表の大巾改善をはかること。
 - (ロ) 職務として研究に従事する助手の俸給については、とくに重点的に引上げること。
 - (ハ) 講座制大学と学科目制大学の教官に対する俸給の統一化をはかるとともに、大学院担当教官に対する俸給の調整額を引上げ、かつこの調整額をすべての大学院担当教官ならびに大学院教育に関与する助手に対しても支給できるようにすること。
 - (ニ) 学長と教授との俸給の実質上の接続が可能になるよう、指定職乙のわくを大巾に拡大すること
- 2 研究公務員の給与については、国立大学教官と均衡のとれた金額が支給されるよう、抜本的に改善するため、(1)と併行して検討を行なうこと。

なお、当面次の措置をとること。

- (1) (1)の(イ)に準じて、それと均衡をもった給与の改善をはかること。
 - (ロ) 各研究機関における上位等級の定数の増加をはかること。
 - (ハ) 特別研究員制度の拡大により、研究公務員の優遇措置をこうずること。
- (参考資料)

昭和42年5月「国立大学教官の給与改善に関する要望書」国立大学協会からの資料

(注5) 国立大学教官の給与を根本的に改善する場合に考えられる給与の体系と水準を、参考までに表の形にすれば次のようになる。

国立大学教官俸給表

1 等 級 (教 授)		2 等 級 (助教授)		3 等 級 (助 手)	
俸給月額	経験年数	俸給月額	経験年数	俸給月額	経験年数
円	年	円	年	円	年
1 2 0.0 0 0	1 5	6 5.0 0 0	5	3 5.0 0 0	0
1 4 5.0 0 0	2 0	9 5.0 0 0	1 0	6 0.0 0 0	5
1 6 5.0 0 0	2 5	1 2 0.0 0 0	1 5	8 5.0 0 0	1 0
1 8 0.0 0 0	3 0	1 4 0.0 0 0	2 0	1 0 5.0 0 0	1 5
1 9 0.0 0 0	3 5	1 5 5.0 0 0	2 5	1 1 5.0 0 0	2 0
2 0 0.0 0 0	4 0	1 6 5.0 0 0	3 0		

- (備考) 1 この表に掲げる俸給月額は、昭和42年4月を基準として考えたものである。
- 2 専任講師は、助教授に準ずる。
- 3 各等級の俸給月額は、5年きざみに大要を記した。その間の俸給のきざみ方については、実情に即して弾力的に考えられてよい。